

《寒川駅周辺整備事務所維持管理経費・土地区画整理事業事務経費・駅周辺公園管理経費・土地区画整理審議会関係経費に係るヒアリング・協議の概要》

(委員) 本経費の大もとである土地区画整理事業には、おおよそ 150 億円という高額税金が使われている。財政状況が厳しい町の現状では、1 円でも経費を抑えるために努力することが行政の務めだと考える。また、これだけ高額な費用が掛かった事業であるのだから、事業が終了した際には、計画内容や費用についての詳細な総括を行い、それを町民に知らせる義務があると思う。

(主管所長) 大規模な事業であることは認識している。今までも、途中経過などを公表しているが、今後ご指摘の部分に関して取り組んでいきたい。

(委員) 区画整理などのハード面の担当は寒川駅周辺整備事務所とのことだが、整備終了後に町づくりのためにイベントを企画するなどのソフト面の担当はどこか？

(主管所長) 商業振興については、町民環境部産業振興課の所管である。

(委員長) 借地である事務所の土地について、地主さんから平成 25 年度中の返還を求められているとのことだが、その後は事務所機能を役場庁舎に置くということか？そうであるならば、現時点で返還し、引き揚げることも可能なのでは。また、事業の進捗度からしても、残りの 7 棟のためにお金を掛けて事務所を構え、職員を 7 人も配置しておく必要があるのか？

(主管所長) 事務所を引き揚げることは、残りの権利者の方々に「逃げた」という印象を与えるおそれがある。残りの権利者との交渉を円滑に進めるため、また、精算業務等で個人に面接や説明を行う必要があるため、事業終了までは事務所を維持したいと考えていたが、地主さんからの申し出により、平成 25 年度末には引き揚げることを考えている。それまでは、事務所で積極的に事業を進めたい。

(委員長) 一般町民の視点で考えた場合、97%も終了している事業に関し、維持費のみで約 300 万円も掛かっている事務所を構え続けることは理解し難い。残りの権利者に対しては、経費削減のためである旨をきちんと説明することや、訪問回数を増やすことなどにより、逃げと捉えられる懸念は解消できるのでは。期限を待つことなく、前倒しして事務所を引き揚げるのが経費節減になると考える。

(委員) この各種経費に県の補助は入っているのか？また、内部監査は行われているのか？

(主管所長) 県の補助は入っていない。また、内部監査は毎年受けている。

(委員長) 各種委託契約については年間契約か？期間内に契約解除することはできるのか？

(主管所長) 年間契約であり、途中での解除は難しい。

(委員長) 解除が難しいのであれば、平成 24 年度末での引き揚げを検討すべき。このことにより、平成 25 年度の予算を抑えることができる。

(副委員長) 今回の各種経費に関しては、大もとである土地区画整理事業を完了させることが一番の経費削減になる。当該事業については、当初の計画からは大きな遅れが生じている。確かに、事務所を引き揚げることは、職員が懸念している事態に繋がるおそれが十分にある。であるからこそ、一刻も早い事業完了を目指し、担当職員は不断の努力を行うべきである。このことを強く要請する。

(委員) 残り 7 棟とのことだが、その全てについて目途が立っていないのか？

(主管所長) 交渉が困難となっているのは、1 件である。

(副委員長) この事業は土地収用制度の認定を受けているのか？

(主管所長) 現時点では受けていない。今後の状況により、認定を受けることも検討する。

(委員長) その 1 件のために、7 人の職員配置が必要なのか？

(主管所長) 現状 7 人であるが、事業の進捗により来年度以降は減少されると思う。

《施設維持管理経費(公民館)に係るヒアリング・協議の概要》

- (委員長) 本経費にある委託については、メンテナンス等の施設の維持管理に係るものが主で、一般競争入札で契約しているが少ないということか？
- (主管館長) そのとおりで、随意契約が大半である。
- (委員長) 随意契約としている理由は？
- (担当) 50万円以下の金額の小さいものについては随意契約としている。また、一般競争入札を実施するにあたり、4月当初の業者変更では混乱が生じるおそれがあるため、1年間の維持管理を4～6月と7～3月の2つに分け、最初の3か月については随意契約により前年度と同一の業者と契約し、引き継ぎ等の時間等に当てているという経緯がある。
- (委員長) 引き継ぎに3か月も必要か？
- (事務局) 補足すると、平成23年4月に実施した事業仕分けにおいて、本件について同様の指摘があり、平成24年度からは、4月からの1年間分について一般競争入札に改めている。
- (委員長) それでも随意契約が多すぎる。随意契約の条件など、町の基準はどのようになっているのか？
- (事務局) 今、詳細まで把握していないので、確認のうえ、後日回答する。
〔別添「後日回答資料」を参照〕
- (委員長) 正規職員については、催事や教室などの企画運営というソフト面が主の業務となるのか？
- (主管館長) そのとおりである。
- (委員長) 施設の維持管理については、ソフト面をも含めた全体像から、指定管理制度導入の検討が必要であろう。町民センターや各公民館の稼働率は、各部屋ごとに把握しているのか？
- (主管館長) 部屋ごとに把握している。
- (委員) 公民館ごとの利用状況を見ると、利用者が偏っているような感じがするので、利用者の年齢層などを見直すべきでは。町民の施設なので、全体的にうまく使えるような工夫が必要だと思う。
- (主管館長) 高齢の方が昼間の時間帯に利用する、という形態が最も多いのが現状である。利用者層の偏りや利用率の向上に係る取り組みとしては、利用の少ない若年層に対し、開催時間や曜日を工夫した講座の開催等を行っているが、なかなか成果が出ないというのが実状である。
- (委員長) 利用状況を見ると、利用団体・利用者ともに減少の傾向にあり、また開館日数も減らしているが、館の運営状況をどのように考えているのか。
- (担当) 特に問題は感じていない。開館日数の減少は、特別開館(休館日が祝日に当たる場合に、特別に開館するもの)を取りやめたことに起因するが、特別開館日の利用率が著しく悪かったために取りやめたという経緯もあり、利用団体・利用者数に影響はないと考える。また、利用団体・利用者数の減少については、平成22年4月に老朽化により寒川町公民館を移転し、規模を大幅に縮小(寒川小学校内の空き教室2部屋)したことに起因していると考え。
- (委員) 以前の寒川町公民館については、現状放置ではなく、解体や売却について速やかに検討してもらいたい。資産運用の面はもちろん、安全面にも問題がある。
- (委員長) 公民館の運営に関し、過去の事業仕分け等において、どのような結論になっているのか？直営ではなく、利用団体や地域住民にその運営を任せるべき、という結論が出されることが一般的には多いと思うのだが。
- (事務局) そのような結論にはなっていない。
- (担当) 当町の場合は、公民館の規模が比較的大きい。同規模の公民館については直営で行っている市町村の方が多いと思う。

- (委員長) 利用者協議会のようなものはあるのか？また、利用者の満足度調査等は実施しているのか？
- (主管館長) 利用者の会など各種団体がある。満足度調査については、開催した講座に対するアンケートは行っているが、公民館の利用そのものに係る調査はおこなっていない。
- (委員長) 利用料についてはどのようになっているのか？
- (主管館長) 寒川町公民館、南部公民館、北部公民館については無料である。
- (事務局) 補足すると、過去の事業仕分けにおいては、利用料や管理方法について、運営のあり方そのものを基本的に見直す良い時期ではないか、という意見が出ている。それに対する町の方針としては、現在の利用状況を分析し、公民館の運営方法やあり方について検討を進め、利用状況に応じた人員配置や住民のニーズの把握に努め効果的・効率的な運営をしていく、ということになっている。
- (委員長) その町の方針に基づく検討は行ったのか？
- (担当) 内部での検討は行っているが、結論や明確な方針は出ていない状態である。
- (委員長) 事業仕分けの実施時期を考えると、現在検討中であるという回答はおかしい。事業仕分けは単なるポーズだったのか、ということになる。検討のための会を立ち上げたり、町民満足度調査を実施するなどの具体的な対応が無く、裏付けとなる数値も持たない状況で、運営に問題がないとするのはいかがなものか。指定管理制度や地域住民による運営を視野に入れ、調査の実施・分析、費用の比較、メリット・デメリットの洗い出しなどの具体的な検討を行うべきである。その検討の結果、直営がベストだということであれば、説明に説得力があるものになる。
- (委員) 平成 24 年度予算が前年度に比べて増加している理由は？
- (主管館長) 最低賃金などの上昇により、委託等の見積額が上がったことによるものである。
- (委員) エレベーター等の設備の管理について、法的に定められた点検等には、町職員の立会いのみか？整備の不備は重大な事故に繋がるので、専門的知識を持つ技術職員などが点検内容やその実施にまで積極的に関与すべきと考えるが、いかがか。
- (主管館長) 基本的には事務職員の立会いまでになる。電気関係については、専門的知識が必要となるため、委託契約の中で常駐技術者を置くこととし、点検を実施している。
- (委員) 各館が築後 30 年を超える施設で、今後大規模な修繕が必要になると思われるが、その実施についてはどのように考えているのか？
- (主管館長) 最も古い施設である町民センターを筆頭に、順次、大規模改修を実施する必要があるが、町の総合計画で後期基本計画の第 2 次実施計画(平成 27 年度以降)に位置づけられているため、その時期に行うことになると思われる。
- (委員長) 現状で耐震性は大丈夫なのか？
- (主管館長) 耐震性については、全館大丈夫である。
- (委員長) 耐震性が大丈夫であるならば、大規模改修の必要があるのか？
- (担当) 修繕については、電気配線や空調関係の設備が老朽化しているため、大規模に行う必要がある。また、町民センターのホールにおいては、照明・音響設備で電波の届きが悪くなったり、重量のある照明等を吊っているワイヤーやモーターが劣化するため、交換や修繕が必要になる。
- (委員長) 後期基本計画に位置づけられているという説明であったが、詳細・具体的な比較検討はどこで行うのか？そういった施設の管理や計画を行う課が別にあるのか？例えば、照明であれば現状と LED との比較であったり、一括修繕と分割修繕での費用比較や修繕と新規購入の費用比較であったり。主管課である皆さんが行うのではないのか？
- (担当) おっしゃるとおり我々が行う。
- (委員長) であるならば、中・長期的な修繕計画というものは立てていないのか？壊れたら直すというような場当たりの修繕なのか？30 年経過した施設・設備であるならば、計画的に行わないと無駄な費用がかさむばかりだと思うが。

(担当) 現時点では、詳細な計画までは作成しておらず、後期基本計画で位置づけられた実施時期までには準備が必要であると考えている。当面は、財政上の問題もあり、壊れたら直すという場当たりの対応となっている。

(委員) 町職員のみではなく、委託契約の相手方などの専門家に営繕計画を作成させる必要がある。電気・機械の設備は人命に関わる問題が発生しかねない。

(委員長) 後期基本計画での位置づけがあるにしても、現時点での取り組みを検討する余地はあると思う。例えば、老朽化した空調設備を新調する・照明をLEDに変更することにより、その設置費と電気代の節減額の比較など。場当たりの修繕ではなく、戦略的に中・長期的な目線での修繕計画が必要だと考える。

《じん芥処理事務経費に係るヒアリング・協議の概要》

(委員長) 委託契約については、何社の入札で、その落札率は？

(主管課長) 詳細な資料を持参していないため、後日回答する。

〔後日回答〕平成23年度：指名業者4社 入札業者4社 落札率76.92%

平成24年度：指名業者4社 入札業者4社 落札率99.75%

(委員長) 競争入札であるため、委託業者は毎年度違う業者になるのか？

(主管課長) 平成23・24年度は寒川クリーンサービス、それ以前は村松商事である。

(委員) 本経費については、今後、茅ヶ崎市との広域連携による役割分担により費用の増減があるとのことだが、町のごみ処理全体に係る費用については、リサイクルセンターの建設を含め、広域連携による処理を行う前後でどのような増減があるのか？当然積算しているのであろう。

(主管課長) じん芥処理事務経費に係るヒアリングとのことであつたので、全体に関する資料は持ち合わせていない。

(委員長) 「事業全体を見ないと分からない」「関連事業・経費をまとめて見たい」という部分は確かにあるが、今年度の外部評価については、選定した事業・経費についての評価を行うという形で進めて来てしまっている。反省点ということで、来年度以降の本委員会のすすめ方に活かしていきたい。ただ、委員が質問された事項について、本委員会として意見を述べるのであれば、「町民の関心が高い事項であると思われるので、今後、町としての説明責任を果たしていただきたい」という総括意見のような形は可能だと思う。

(委員長) 一之宮中継所へ一般町民が不燃ごみを直接搬入した場合の手数料は？また、事業者の搬入も可能か？

(主管課長) 搬入車両の積載量で手数料額を設定しており、500kgまでが500円、1tまでが1,000円である。事業者については搬入不可である。

(委員長) 町民と事業者の区別はどのように行っているのか？

(主管課長) 搬入の申請は、役場環境課の窓口で受け付けるため、その際に確認している。

(委員長) この手数料の額は、他自治体と比較して安いのではないか？

(主管課長) 安いと思う。昭和57年頃(それ以前は不明)と比較しても、額に変動がない。ただ、茅ヶ崎市への業務移行に伴い、平成27年度からは100kg未満が500円、100kgが1,000円、100kgを超えると10kgごとに100円の加算という設定に変更される。

(委員長) 30年近く同じ額というのは、受益者負担の観点からしても、設定が低すぎるのでは。不法投棄の抑制という効果もあるかもしれないが、平成27年度までの残り2年間だけでも、額の改定を行ってはどうか。

(主管課長) 各種手数料については、市町村ごとに設定や額にかなりの違いがあり、他自治体との比較からのみで値上げを行うことは難しいと考える。また、受益者負担についても、一概にその観点からのみで料金を設定しているわけでもないので、判断が難しいところで

ある。

(委員長) 廃家電・廃乾電池については、業者に無料で出しているのか？

(主管課長) 処理料を支払っている。それに係る費用については、本経費ではなく、処理困難物処理経費という科目に計上している。

(委員長) 町の歳入となる搬入手数料の充当先は、本経費ではないのか？

(主管課長) 本経費である。歳入額は、平成 22 年度が 425,500 円、平成 21 年度が 405,500 円、平成 20 年度が 396,500 円である。内容としては、500kg 未満の普通自動車や軽車両が圧倒的に多い。

(委員) 破碎機カッター刃の修繕料について、平成 24 年度の計上額が前年度の倍になっているのはなぜか？

(主管課長) 破碎機は、上下 1 枚ずつの 2 枚の刃がかみ合うことで破碎する機械であり、一定期間で刃を交換する必要がある。その交換に要する費用が 1 枚当たり約 100 万円である。平成 24 年度中に両刃とも交換し、平成 27 年度の茅ヶ崎市への移行まで保たせることを考えている。

(委員) リサイクルセンターの裏にスペースがあると思うが、そこに中継所を移設することで、経費節減を図ることもできるのでは？

(主管課長) リサイクルセンターはあくまでも資源物に係る施設である。また、平成 27 年度から茅ヶ崎市に移行することが当初から計画されていたので、それまでの間は、現在の施設で処理を行う。また、リサイクルセンター裏のスペースで、別事業の実施ということについては、現在特には予定していない。

(委員長) 不燃ごみの収集は、週に何回か？

(担当) 町全体の収集としては週 2 回、1 家庭あたりは 1 か月に 2 回である。

(委員長) ごみ処理全体に関する質問はおそらく切りが無い。担当課としては、ごみ処理の広域連携に係る事業展開とその総括について、また、ごみ減量化推進のための啓発について、町民に対し、丁寧にも何度も何度も繰り返し説明を行うことが必要であろう。

《寒川総合体育館運営管理経費に係るヒアリング・協議の概要》

(委員) 管理運営費用についての平成 17 年度と平成 23 年度の比較では、修繕費と保険に係る費用も含まれているのか？

(担当) 修繕費も保険料もすべて含んだ金額で対比している。

(委員) 体育館は子どもも利用する施設である。築後 15 年を経過していれば、老朽化も懸念される。営繕計画を作成中とのことだが、施設の安全については、十分に留意してもらいたい。

(主管課長) 町の財政状況により、単年度で大きく改修を行うことは難しい面もあるため、計画を立て、経費を平準化していきたい。また、町民の方の利用の支障にもならないように実施していきたい。

(委員) 指定管理者制度を採用しているとは言え、管理者の執行状況を監督するなど、町も積極的に関わるべきだと考えるがいかがか？

(担当) 指定管理者の考え方や運営方法などの面で、町施設として問題が生じないよう、常日頃からコミュニケーションを密にし、より良い施設運営を図っているところである。

(委員長) 指定管理者の自主事業について、町から何か制限はあるのか？(例：利用者を増やすための事業を年に数回開催すること、など。)

(担当) そのような決めごとは無い。町民利用が一番の目的であるので、空き部分で教室や講座などの自主事業を行うという形である。

(主管課長) 補足すると、自主事業を実施する場合には、計画書を町に提出してもらい、実

施内容と参加料を審査している。特に参加料については町施設ということで、法外な額の設定は好ましくないため、内容を審査し、許可を出しているところである。なお、その参加料については、指定管理者の収入となる。

(委員) サウナ・トレーニングルームの利用者や各部屋の利用については、町内・町外の別で、内訳を把握しているか？

(担当) 団体での利用については、団体登録による管理となっているため把握できていないが、個人利用については8~9割が町内の方である。また、町外の方の個人利用に関しては、平成22年度から2市1町(茅ヶ崎・藤沢)で相互利用に関する協定を結んでいる。団体の利用については、当初から町外の団体も利用できる形になっている。

(委員長) 利用料については、町内と町外で区別があるのか？また、料金設定は他自治体と比較した場合はどうか？

(主管課長) 料金に町内と町外の区別は無い。また、料金設定については、寒川町都市公園条例に基づいて行っており、近隣の他自治体と大差はない。

(委員長) 町民の税金が投入されているのだから、町内・町外の別により、利用料金に差を持たせても良いのではないか。また、公共施設にしては料金設定が高いようにも感じる。施設の利用料金は指定管理者の収入となるのか？

(担当) 利用料金に係る収入については、平成23年度までは掛かった経費を差し引いた上で町に戻すという契約になっていた。平成24年度からは原則指定管理者の収入となるが、ある一定の収入を上回った場合は、町民への還元を条件とした契約になっている。

(副委員長) 体育館の指定管理に関し、町の平成23年度決算見込額は約1億1000万円となっているが、指定管理者の総収入額と町に戻る額はどのようになっているのか？

(主管課長) 指定管理者の収入としては、主なところで指定管理料が約1億1,000万円と利用料の総額で約3,700万円である。総収入額は1億4,765万9,029円となっており、これに対する総支出額は1億4,264万448円で、差し引いた額の501万8,581円が町に戻る額となる。

(副委員長) 町からの支出額という観点のみではなく、総合体育館は1億4,200万円もの費用を掛けて運営しているということを町民に理解いただいた上で、受益者負担も視野に入れた料金設定を検討すべきであろう。また、これだけの費用が掛かっているのだから、特定層だけではなく、多くの方が利用でき、かつ、喜ばれる施設運営をお願いしたい。

(委員長) 収入がある一定を上回った場合の町民への還元とは、具体的にどういうことか？

(主管課長) 平成24年度からの5年間の指定管理については、利用料金収入が収支計画書における当該収入の目標額を超えた場合、その30%相当額を、町と指定管理者の協議の上、翌年度の利用者のサービスに関わる費用等に充当するという契約になっている。例えば、自主事業の教室や講座などの参加料を引き下げるといった対応が考えられる。

(委員長) 収入のみでは運営できず、税金が投入されて成り立っている施設であるのだから、利用者ではなく、町に還元してもらおうということもできるのでは？

(主管課長) 様々な自主事業の展開など、指定管理者の努力により利用者が増えることで収入が増となる。経営者の立場からすれば、その全てを自己の収入にしたいところであろうが、町施設という点から利用者である町民に利益の還元をしてもらいたいという仕組みになっている。

(委員長) 町としての総合体育館利用者の目標値を設けて、指定管理者に目標達成を依頼するというような取り組みはあるか？

(主管課長) そのようなことは行っていない。基本的には指定管理者の経営努力だと考えている。

(委員長) 利用人数を増やすということのみであれば、民間の得意分野であり、指定管理者の経営努力に任せることも方策の一つだとは思いますが、税金が投入された町施設であるのだから、特定層のみではなく、公平に広く町民に利用してもらおうという取り組みも求められ

るのでは。そのためには、町の積極的な関与が必要であると考えますが、いかがか？
(主管課長) ご指摘のとおりで、そのための方策として、例えば初心者を対象とした町の主催事業を無料で実施しており、このことが体育館利用者の裾野を広げることに繋がっていると考えている。

(委員長) 町事業の割合はどのくらいか？また、町事業については施設利用料は免除か？

(主管課長) 利用料は免除である。また、町事業の割合については、今手元に資料が無いため、後日回答する。

〔後日回答〕平成 23 年度：全体利用件数 5,155 件

町主催事業 82 件 (1.6%)

町主催事業の内訳：高齢者健康トレーニング・子どもまつり・スポーツ教室・レクリエーションフェスティバル等

《私立幼稚園就園奨励費助成事業に係るヒアリング・協議の概要》

(委員長) 平成 23 年度の就園率について、主管課の回答にある値(3 歳児 48.00%・4 歳児 95.32%・5 歳児 96.59%)と、事前に提示された事務事業評価シート上の値(目標 53%・実績 57%)とで、差があるのはなぜか？

(担当) 事務事業評価シートで掲げている値は、保育園通園児も含んだ全体の数から算出したものである。事務事業評価シートを作成した当時の指標の設定方法に従って記入しているが、現在は、保育園通園児を除いた幼稚園通園可能児童数から算出し、実態に合った数字で把握している。

(委員長) 事務事業評価シートについても、標題が「平成 24 年度」としてあるのだから、訂正・追記などの措置を取るべきである。

(委員長) 定員管理上、希望者が入園できないという実態はあるのか？

(主管課長) 全ての幼稚園について把握しているわけではないが、2 園については、ある程度は定員オーバーでも入園させていると聞いている。

(副委員長) 幼稚園と保育園のどちらにするかという選択は、保護者の自主的なものである。通園の割合は、保育園 1 に対して幼稚園 2 という理解で良いか？

(主管課長) そのとおりである。

(副委員長) 補助については、町内私立幼稚園だけではなく、町外私立幼稚園への通園者も対象となるのか？国庫補助の対象外である高所得者層に対しても補助をする形になっているが、町の財政状況がこれだけ厳しい中で、例えば幼稚園から大学院までであるようなところに通わせることができる富裕層に対しても補助をするのか？

(主管課長) 町内私立幼稚園・町外私立幼稚園を問わず、6 月 1 日現在で町に住民登録がある通園者が補助の対象となる。補助額は年々減少しており、例えば資料 2 にあるとおり、E ランク(世帯区分ごとに A~E までの階層に分けられるもの。E ランクは高所得者層。)の第 1 子は 15,000 円である。

(副委員長) 金額の大小の問題ではない。町の財政状況が厳しい中で、そこまで教育にお金をかけることができるような家庭に対し、補助をする必要があるのかということである。

(委員長) 近隣市町、例えば茅ヶ崎市や平塚市に比べて、高所得者層の第 2 子・第 3 子への補助がずいぶん手厚いように感じるが、何か理由はあるのか？

(担当) 一概には言えず、例えば横浜市や川崎市については、高所得者層に対し、寒川町よりも手厚く補助を行っている。(横浜市の高所得者層の場合：第 1 子 48,000 円、第 2 子 80,000 円、第 3 子 112,000 円) また、他自治体では、A~D ランクについても国庫補助分に市町補助分を一律上乗せしている場合もあるが、町はこれを行わず、国庫補助が無い E ランクのみ町単独補助分を上乗せをしている。

(委員長) であるならば、所得の少ないA~Dランクに少し町補助分を上乗せして、Eランクには補助を行わない、という考え方もあると思う。

(担当) 公立幼稚園が町には無いことから、Eランクへも補助をしてきたという経緯もある。ただし、町の財政状況も厳しいため、平成25年度に向けて、Eランクへの補助の見直しを行う予定である。

(副委員長) 高所得者層は、それだけの町県民税を納めてくれているのだから安くしましょう、という面もあるのでは？

(担当) そういう面もあるかもしれない。近隣自治体においても、見直しをしている所がかなり増えているため、町でも見直しを行うことを考えている。

(副委員長) 保育園の保育料は、3歳児の最高額で月額33,000円、4歳児以上の最高額が月額28,000円。町内の私立幼稚園だと高いところでも月額26,000円で更に補助も出る。トータル的には、幼稚園の方が安い場合もあり、このような料金設定について、保育園に預けなければならない状況を鑑みた場合、保護者からすると腑に落ちない点がある、という声も聞いている。このような点からも、高所得者層に補助を行うことは本当に必要なのか。現行制度は、680万円以上をEランクとして高所得に制限がないが、例えば1,000万円を超える人たちには補助を我慢してもらうという制度も可能だと思う。

(担当) 今後の検討ではEランクを細分化するという含めて検討したいと考えている。

(委員) 町の財政状況が厳しいのであれば、高所得者層に補助を行わず、その分を低所得者層に回すという配慮も必要だと思う。

(委員長) 高所得者層に対する補助の見直しは、いつ頃までに結論を出す予定か？

(担当) 現状、税の未申告者についてもEランクで補助を行っているが、不公平感の解消及び申告を促すという意味からも、未申告者を対象とした更に低い補助額であるFランクを設定する予定である。これを平成24年度中に検討し、平成25年度から実施することを考えている。また、Eランクの細分化については、平成25年度中に他自治体などの調査を行い、平成26年度から実施したいと考えている。

(委員長) 義務を果たしていない未申告者には、補助を行わなくても良いのでは。また、Eランクの細分化には、そんなに検討時間が必要なのか？民間の感覚からすると、1~2年もの期間が必要というのは理解に苦しむが。

(担当) 階層の細分化の設定については、国の基準等の指針となるものが無い。町の裁量となる部分であるため、その辺の検討が必要である。また、劇的な変更を避けるために段階を踏んで行うとともに周知期間を設けたいという面もある。

(委員) Eランクについては、何件支払いがあるのか？

(担当) 平成23年度実績で、Eランクについては85人、金額にすると3,078,700円となる。

(委員長) Eランクの第1・2・3子の額は、いつから変更されていないのか？

(担当) 国の補助単価の第1子と第2子の比率に基づいて変わるものだが、第1子の15,000円は平成18年度から変わっていない。第2子以降の金額は、毎年国の補助段階に応じて行っている。

(委員長) もともと町の高所得者層に対する補助は高いのだから、劇的な変化などを懸念する必要はないように感じる。他自治体に比べて高いと感じるのであれば、素直に、速やかな対応を取る方が好ましい。

(担当) 近隣市町においても、ここで急激に下げたような所もあるので、その辺も考慮していきたいと思う。

《民生委員児童委員活動事業に係るヒアリング・協議の概要》

(委員長) 成果指標の活動件数は相談件数であるとしているにも関わらず、平成23年度の活

動件数の増加の理由が「災害時要援護者把握調査と救急医療情報キットの配付が考えられる」ということだが、説明が食い違っているように思われるが。

(主管課長) 調査と配付のために戸別訪問を行っているが、その際には、災害時の相談やキットの使用方法などについての相談が伴うという意味で件数に含めている。

(委員) 民生委員の仕事は、地域の実情を把握し、手助けをするというその活動の大変さに比べて報酬が少ないように思う。

(委員長) 民生委員に対し、活動内容、訪問頻度、町への報告回数など、平準化された決まった仕事などはあるのか？

(主管課長) そのような具体的なことを示したものは無い。基本的には、その地域の実情によって変わってくると考える。

(委員長) 確かにそのような面もあるが、活発に活動している委員とあまり活動していない委員とでは、嘱託員報酬の適正度合いが違うと思う。民生委員の質を均一にして、より全体的に高めていくような施策は無いのか？

(主管課長) 現在、民生委員児童委員協議会の役員とも協議しているところだが、研修の場を設けて、そのような全体のレベルをあげていくという取り組みを考えているところである。また、委員は3年に1度改選になるのだが、その際には全体の約3分の1の委員が新しい人に変更になる。そういった初めての委員さんのためにも、研修を充実させることが必要であると考えている。

(委員長) 交代時の引き継ぎについても、きちんと引継書がなければ、委員によって差が出てしまうのでは。

(主管課長) その辺についても、引き継ぎが十分でない場合もあったようなので、そういった問題点を解消するよう検討していきたい。

(委員) 民生委員は、地付きの人でないと務まらない。

(主管課長) 町も昔からいる人よりも新しい人の方が多くなっているので、地付きの人ばかりでは到底対応はできない状態である。地域に根ざした方ということで、自治会を通じてそのような方を選んでいただくなどの形で対応している。

(委員長) 毎月提出してもらっている活動状況報告書を基に、町から訪問回数や内容についての指導は行っているのか？

(主管課長) 今後については、そのような指導も行っていかなければならないと考えている。

(委員長) 概要説明書の比較参考値欄の活動状況の平成23年度実績を教えてください。

(担当) 平成23年度の相談件数は3,222件、活動日数は9,740日、訪問回数は7,950回である。

(委員) 防災面においても、民生委員は大きな役割を担っている。

(主管課長) 現在、町では自治会及び民生委員と連携して、災害時要援護者の把握や要援護者の見守りなどを行っている。地域と一丸となって、取り組む必要があると考えている。

(副委員長) 報酬の記載の部分にもあるとおり、あえて「民生嘱託員」と言っているが、なぜ児童委員の名称が抜けているのか？児童に関することは行わないのか？

(主管課長) そういう事ではない。民生委員の仕事を更に推進してもらうため、民生嘱託員という表現になっているが、内容的には民生委員児童委員の活動に関係するものである。

(副委員長) 高齢者に関することも大事なことだが、将来を担うべき児童にいろいろな問題が起きている中、この児童委員がなすべき仕事・役割というのを重要視すべきである。その視点が欠落していると思われる。先ほどの相談件数などで、民生に関する部分と児童に関する部分の内訳は把握しているのか？

(主管課長) それに関する集計はできていない。

(副委員長) 集計できていないというよりは、極端に少ないのだと思う。本来重要な役割を担っている児童委員の部分についても、ぜひ町として力を注いでもらいたい。また、委員の男女の内訳で、女性が7割というのは非常に嬉しく思う。町の他の委員などは女性が少

ない。県下も大体このような割合なのか？

(主管課長) 詳細は把握していないが、比較的女性の方が多い傾向にある。

(副委員長) 61.7歳という平均年齢については、他の自治体に比べると若い方なのか？

(主管課長) 他自治体との比較は把握していないが、町としては改選ごとに年々若返っているという状況である。

(委員長) 活動状況報告書の報告内容について、相談内容を分類分けして、集計・分析したり、また、その分析を基に相談Q&A集を作成するなど、町で委員の仕事をバックアップするような体制はとられているのか？

(主管課長) 報告は数字の部分だけであるため、内容の把握にまでは至っていない。

(委員長) 地域住民からの相談や行政とのつなぎ役という仕事には、町のきちんとしたバックアップ体制がなければ対応が難しいであろう。例えば児童委員としては、学校からの情報も重要であるが、各小中学校の学校評議会などに参加はしているのか？

(主管課長) 学校評議会への参加については把握していないが、各学校の主任指導員と児童委員が定期的に連絡を取り、連携を図っている。

(委員長) 児童委員の学校評議会への参加は必要である。学校行事、現在抱えている問題、教育レベルなど、児童委員の活動に必要な情報を把握するためにも必要だと思う。

(委員) 民生委員児童委員とは何をする人なのか、ということが分かりにくいのだと思う。また、外国籍の人がいたり、ひとり暮らしの高齢者が増えたりなど、行うべき活動内容が多様化・増加していることが、なり手がいないということにもつながっているのだと思う。

(委員長) そのような面からも、町のバックアップ体制が重要であろう。委員としての活動内容を明確にする、また、町と委員との業務内容の線引きをきちんと行うなど、町の意向を委員に対し明らかにすべきである。報告書様式の充実やマニュアルの作成など、町の実情に合わせた仕組みを作るべきである。

《勤労者住宅資金利子補助事業・勤労者福祉事務経費に係るヒアリング・協議の概要》

～勤労者住宅資金利子補助事業～

(委員長) 利子補助について、具体例で説明してもらいたい。

(主管課長) 別表で説明すると、例えば右上の330万円を借り入れたすると、1か月7,600円となり、1年間の利子補助額は91,200円となる。

(委員長) 今の話だと、2.76%補助してるという理解で良いか？

(主管課長) そのとおりである。

(委員) 現在の住宅ローンの金利は、1.5%くらいが平均だと思うのだが。

(委員長) 実際の利子額と本制度の補助額に差がある場合は、どうするのか？

(主管課長) 安い方の利子額分を補助している。例えば、330万円の借入額に対する町の補助額設定は月7,600円であるが、実際の利子額が月5,000円であった場合にはその5,000円分を補助するという形である。

(委員長) 補助の対象金融機関である中央ろうきんの金利はどの程度なのか？

(担当) おおよそ、変動で1.0%、固定で1.9%くらいである。

(委員長) であるならば、本補助制度は3%を上限としているので、借入額の限度である600万円を中央ろうきんから借りたら、その利子分については全額町が補助してくれるという理解で良いか？

(主管課長) 600万円までについては、そのとおりである。

(委員) 住宅ローンは元利均等払いと元本均等払いがあるが、同じ計算で考えるのか？

(担当) 申請時の資料の中で、参考数字として、1年間に支払った利子の総額と元本の金額も記入してもらっている。そこから判断すると、借入金全体の利子全額又はそれ以上の金

額を補助していることは殆どない。ただし、レアケースとして、昨年の実績で 88 件のうち 5 件については、町の補助設定額よりも実際に支払った利子総額の方が少ないというケースがあった。それについては、実際の利子額分を補助している状況である。

(委員長) 県内の実施状況は？

(担当) 県下 33 市町村のうち、20 市町村が同様の制度を実施している。

(委員長) ということは、13 の市町村は実施していないということである。近隣でも秦野市が制度を廃止したと聞いているが、町で本制度を継続する必要性があるのか？

(担当) 住宅資金の利子補助という側面でのみ捉えるのではなく、勤労者等の生産年齢人口の確保ということで、町の人口が減らないよう、また、転入者が増加するように実施している側面もある。それが商業的な振興にもつなげると考える。

(委員長) 本制度が実際にそのような効果をあげているのか、証明はできるのか？

(担当) 具体的に証明することはできない。

(委員長) 実績が 88 件というのも、税・行政の公平性から見ると著しく偏りがあるように感じる。また使用金融機関が中央ろうきんのみであるということも疑問である。本制度は開始から 34 年も経過しているが、今本当に必要性があるのかどうか不明である。

(副委員長) 計算上では、1 件当たり平均で年間 15 万円前後を補助している形になっている。現在の貯金の金利を考えた場合、それだけの額を受け取るためには億単位で貯金しなければならない。そのような感覚からすると、3%という補助率と限られた対象者への補助という本制度は、町民感情から著しく乖離している。制度の開始当初は金利も 8%を超えていたため、一部の人に対する 3%の補助という制度に問題は少なかったであろうが、その制度に疑問を持たず、規定にあるからそのまま継続するという町の姿勢はいかがなものか。また、金利そのものを補てんするという考え方も、現在の社会状況に合った補助金の制度なのか。町職員は町民感覚をしっかりと捉え、きちんと議論して貰いたい。

(委員長) 副委員長の言うとおりの、34 年前は意味があったのかもしれない。一般的な利子率が高くて、家の購入が難しい。その時代には補助する意味があったであろうが、今はそのような背景がない。また、年に 20 件程度しか新規申請がないということは、必要性がないということに等しいのでは。以前からあった制度を廃止するには難しい側面もあると思うが、町の財政状況を考えると継続する必要はないと思われる。

(委員) きちんと説明すれば、町民も理解するはずである。

(副委員長) 本事業の平成 23 年度の財源について、予算と決算で一般財源と国県支出金の割合が逆転し、当初の想定に対し、倍以上の額が町から持ち出されている。(30%の町の持ち出しを想定した予算に対し、決算では 63%の町の持ち出しとなっている。)国からの支出が見込めない時点で、町から持ち出すという短絡的な考え方ではなく、総予算額を縮減すべきでは。

(担当) 今まで指摘いただいたことから、本制度の見直しを行う必要があるということは理解したが、国の支出に合わせて、ある年度は補助の増減を行う、又は廃止するという事は違うと思う。町民から見た場合、補助の財源が国であるか町であるかということとは関係ない。町の制度として捉えるべきものとする。

(委員長) 本制度を廃止すべきという結論になった場合、どのような体制を取ることができるのか？

(担当) 制度を廃止すると仮定するならば、新年度からの新規受付をストップするという形になると思われる。

(委員長) 既存分については継続するが、新規受付はなし、という体制を平成 25 年度から取れるよう、頑張ってください。

(主管課長) いきなり廃止ではなく、補助額を段階的に下げるなどの措置も考えていきたいと思う。

(委員) 既存分についても見直すことはできないのか？

(委員長) 既存分については、補助申請・決定がされたときの約束事であるため、継続するしかないであろう。近隣市町を見ても、廃止措置を取っているところもあるので、是非、廃止する方向で検討してもらいたい。

～勤労者福祉事務経費～

(委員長) 労政問題懇話会の事業報告・収支決算書を見ると、その内容の殆どが交流に関するものである。町の勤労者で労組に加入されている方は、おそらく少数であり、更にこの労組の中でもこれら交流イベントに参加される方は少数であろう。ほんの一部の人に対し、120万円もの公金を支出するという事は、公金の支出としては著しく不公平であり、無駄遣い以外の何物でもない。昔から継続して行ってきたものだと思うが、惰性で継続して行くのはいかがなものか。メーデー補助金も然りで、これら補助金については、定期的に見直しを行うべきである。支出の必要性をはっきりと胸を張って説明できないものは、廃止すべきだと思う。当初は意味があったのかもしれないが、現時点でも意味があるのか、きちんと検討すべきである。

(担当主幹) 指摘いただいた事項について、多分にそのような側面があると思われるため、今後見直しを図っていく。

(委員長) 懇話会への補助の存続については、他に手段があるはずである。例えば町の会議室を無料で貸し出すなど、別の方策を検討してもらいたい。

(主管課長) 平成24年度予算では、平成23年度から半分にまで落としている。来年度についても、現在検討しているところである。

(副委員長) 企業等との連携という意味では、組合と懇話会を持つのも良いが、これら8企業の社長と町長とで懇話会を設けた方が良い。税金をたくさん納めている町の優良企業であるのだから、連携が弱まることのないよう、意を汲んで対応してもらいたい。ただし、これほどの補助金である必要はないと考える。